

令和8年第2回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第7号

令和8年2月26日(木) 山ノ内町役場議場に開く。

令和8年2月26日(木) 午前10時開会

○ 議事日程(第1号)

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第 2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第9号)
- 4 議案第 2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)
- 5 議案第 3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 6 議案第 4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第 5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 8 議案第 6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
- 9 議案第 7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 10 議案第 8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について
- 16 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
- 18 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 19 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 20 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 21 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 22 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 23 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算

24 同意第 1号 山ノ内町副町長の選任について

25 発委第 1号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	畔上恵子君	8番	高田佳久君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

9番 渡辺正男君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 宮崎敏之

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(午前10時00分)

議長(白鳥金次君) おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

初めに、令和8年第2回山ノ内議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月6日から22日までミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催され、世界各国から参加されたアスリートのパフォーマンスからたくさんの感動と勇気を頂きました。当町から出場された馬場直人選手は、体調が万全ではない中で、世界の強豪を相手に健闘をされました。4年後に向けてさらなる飛躍を期待したいと思います。

さて、議会活性化の一環として、今回19回目となります議会報告会を1月18日から31日にかけて、町内5会場で開催しました。各会場では、区長様初め関係各位のご協力を賜り、寒い時期にもかかわらず大勢の皆様にご参加をいただきました。無事終了することができました。ご支援に対し改めて御礼を申し上げます。報告会で寄せられました貴重なご意見やご提言は、今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会では、令和8年度予算初め、令和7年度補正予算、条例の制定など、多くの重要案件を審議する議会であります。本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明をいただきますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対して十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会となるよう格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者、管理職各位におかれましても、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時00分)

議長(白鳥金次君) ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和8年第2回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長(白鳥金次君) 本定例会開催に当たり、地方自治法第121条の規定により、出席を要求してありました山本政宏代表監査委員から、体調不良のため本日の会議を欠席したい旨、届出があり、これを認めたので報告します。

町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) おはようございます。

令和8年第2回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、定刻どおりご参集いただき心より御礼申し上げます。

さて、先般の衆議院議員総選挙で、新たな国政がスタートしました。国の政策や財政運営の方向性は、地方自治体の運営にも大きな影響を及ぼします。地方としても受け身ではなく、時代の変化を的確に捉え、主体的に判断し行動していく姿勢が求められていると感じております。

また、先日閉会したミラノ・コルティナオリンピックでは、日本選手団が歴史上最多となるメダルを獲得しました。特に、スノーボード競技の躍進は世界的にも注目され、日本のウィンタースポーツの層の厚さを改めて実感いたしました。

山ノ内町は、オリンピックで初めてスノーボード競技の会場となった歴史を持つ町です。しかし、そのレガシーを次世代育成や地域振興へ十分に生かし切れているかと問われれば、また課題もあります。誇るべき歴史を未来への資産としてどう生かすのか、今こそ向き合うべき時期に来ていると感じます。

また、本町出身の馬場直人選手が、クロスカンリースキー競技で出場されました。万全とは言えないコンディションの中でも苛酷な50キロを最後まで粘り強く走り抜いた姿は、多くの町民に勇気を与えてくれました。厳しい状況であっても挑戦し続ける姿勢こそが、次の可能性を切り拓く力になることを示してくれたと思います。

人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。本町も例外ではありません。行政サービスの在り方、組織体制、財政構造を不断に見直さなければ、持続可能な町を将来世代へ引き継ぐことはできません。

本議会に提案している令和8年度当初予算は、過去10年で最大規模ですが、その主な要因は、物価高騰や人件費の上昇によるものです。これからはインフレを前提とした経済環境への順応が不可避となります。前例や慣例に安住した運営では、新しい時代の町政を担うことはできません。

今、私たちに求められているのは、変化を恐れず挑戦する町であり続けることです。合理性と将来性にに基づき、時代に即した改革を着実に進めていきます。

私の任期もあと1年となりました。これまで進めてきた行政改革を確実に軌道に乗せるとともに、残る課題についてもこの1年で前進させる所存です。

なお、先般、議会より私宛てに質問書の提出がありました。この件については、私からお出した意見書でも申し上げたとおり、開かれた議会の仕組みの中で公開性を確保し、議論の過程が記録として明確に残る形で整理されることが、議会制民主主義の趣旨にかなうと考えております。どのような議論を経て質問書がまとめられたのかが町民にも分かる形で示され、その上で正式な手続に基づきご提出をされることを期待しています。

議会と執行部は立場こそ異なりますが、目指すところは町民の幸福と町の持続的な発展です。互いの役割を尊重しながら、建設的で前向きな議論を重ねていきたいと考えています。

本議会におきましては、専決処分の承認1件、令和7年度一般会計等の補正予算4件、条例の制定及び一部改正7件、令和8年度一般会計等当初予算7件、副町長の選任についての同意1件、そのほかの議案2件の計22件の議案を提出させていただいております。

慎重かつ十分なご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

(開 議)

(午前10時09分)

議長（白鳥金次君） これより本日の会議を開きます。

なお、9番 渡辺正男議員から、療養のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

諸般の報告

議長（白鳥金次君） 諸般の報告を行います。

初めに、陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る2月19日の議会運営委員会までに受理されました陳情書は3件です。

会議規則第95条の規定により、お手元に配付しましたとおり、所管の常任委員会に審査を付託したいので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

なお、12月定例会で可決されました1件の意見書につきましては、12月23日付で国会及び関係行政庁へ送付いたしました。

次に、2月10日から18日まで、令和8年2月北信広域連合議会定例会が開催され、条例改正、令和7年度補正予算、令和8年度一般会計・特別会計予算、公平委員会委員の選任など10議案が原案のとおり可決されました。

2月18日には、長野県町村議会議長会第42回定期総会が飯田市で開催され、令和8年度事業計画及び一般会計予算等が承認されました。

また、2月19日、北信保健衛生施設組合議会の令和8年2月定例会が開催され、条例改正、令和7年度補正予算、令和8年度一般会計及び特別会計予算、監査委員の選任など9議案が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（白鳥金次君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

13番 小 田 孝 志 議員

2番 畔 上 恵 子 議員

3番 小 林 仁 議員

を指名します。

2 会期の決定について

令和8年第2回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期26日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
2. 26	木	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 承認第4号 上程、提案説明、質疑、討論、承認 議案第2号～第5号 上程、提案説明、質疑、委員会付託 議案第6号～第21号 上程、提案説明 同意第1号 上程、提案説明 発委第1号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
		全員協議会			
27	金	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
28	土	休 会			
3. 1	日	休 会			
2	月	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
3	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（4人）
4	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（1人） 議案審議 議案第2号～第5号 委員会報告、質疑、討論、採決 議案第6号 質疑、特別委員会付託 議案第7号 質疑、討論、採決 議案第8号～第21号

					質疑、委員会付託 同意第1号 質疑、討論、採決
5	木	委員会	午前9時	午後5時	特別委員会（過疎計画）
6	金	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
7	土	休会			
8	日	休会			
9	月	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
10	火	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
11	水	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
12	木	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
13	金	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
14	土	休会			
15	日	休会			
16	月	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
17	火	委員会	午後1時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
18	水	議会運営 委員会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
19	木	休会			
20	金	休会			
21	土	休会			
22	日	休会			
23	月	本会議	午後2時	午後5時	過疎計画審査特別委員会・常任委員 会報告

議長（白鳥金次君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日2月26日から3月23日までの26日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月23日までの26日間に決定しました。

3 承認第4号 専決処分の承認について

専決第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）

議長（白鳥金次君） 日程第3 承認第4号 専決処分の承認について、専決第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第4号 専決処分の承認について、専決第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙等に係る総務省通知による投票日等における降積雪対策に伴う歳入歳出予算の補正です。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ108万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ88億5,890万5,000円とするものです。

まず、6ページの歳出ですが、2款総務費の衆議院議員選挙費では、期日前投票所及び各投票所において、選挙人等が使用する駐車場を確保するための除排雪費として、12節委託料に100万円、また、期日前投票所及び開票所の使用に暖房費が必要となったため、13節使用料及び賃借料に8万6,000円を増額計上するものです。

財源につきましては、5ページの選挙に係る県委託金を全額充当します。

今回の選挙が降雪期に当たることを踏まえ、選挙人の選挙権の行使に支障を来すことのないように配慮し、対策に万全を期すよう総務省から通知があったため、急遽、関連予算を専決処分により補正したものです。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 続いて、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり承認されました。

-
- 4 議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）
 - 5 議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 6 議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
 - 7 議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（白鳥金次君） 日程第4 議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）から日程第7 議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの議案4件を一括して議題とします。

以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第2号から議案第5号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。補正の内容は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ6,028万5,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ89億1,919万円とするものです。

繰越明許費の補正では、国の令和7年度補正予算による補助金の追加処置に伴う事業費などで総額3,152万8,000円を計上しております。

地方債の補正では、国の補正予算による防災・減災国土強靱化緊急対策事業の追加及び過疎対策事業などの限度額の変更によるものです。

次に、補正予算の歳入から申し上げます。

まず、地方交付税につきましては、普通交付税の再算定による増額です。

国庫支出金では、街なみ環境整備事業の補助金の増額内定などによる増額です。

県支出金では、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金、農地利用効率化等支援交付金などの事業費確定による減額です。

寄附金では、クラウドファンディングの未成立などによる減額です。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金及びふるさと基金繰入金の減額補正です。

町債では、防災行政無線整備事業、よませ活性化センターLED化整備事業などの事業費確定により減額するものです。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、職員退職者の確定に伴う退職手当組合特別負担金などによる増額です。

民生費では、療養給付費負担金の金額確定などによる減額です。

衛生費につきましては、妊婦のための支援給付金の実績などによる増額です。

農林水産業費では、農業振興に係る各種補助事業の事業費確定などによる減額です。

商工費につきましては、利用者が増加している観光楽ちんカーサービス事業などにより増額

するものです。

土木費では、町道除雪の出動状況や今後の見込みなどにより増額するものです。

消防費では、岳南広域消防組合負担金の確定などによる減額です。

教育費では、南小学校の放送機器の入替えなどによる増額です。

諸支出金につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計及び介護保険特別会計のそれぞれの補正額に伴う繰出金の補正です。

続きまして、議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ7,500万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,906万6,000円とするものです。

歳入の内容は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金の交付決定に伴う補正、歳出の保険給付費の決算見込みに伴う保険給付費交付金の補正、財政安定化支援事業繰入金及び繰越金の額の確定による補正です。

歳出の内容は、保険給付費の決算見込みにより7,500万円を減額するものです。

次に、議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,173万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,407万9,000円とするものです。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料収入見込みによる1,396万7,000円の増額、繰入金は保険基盤安定分の確定により246万7,000円の減額、繰越金は額の確定により23万5,000円の増額です。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金について、保険基盤安定の確定による減額と3月までの保険料見込み分として、保険料等負担金を増額するものです。

次に、議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ878万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,614万7,000円とするものです。

歳入の内容は、国、支払基金、県、町等ルール分の介護給付費負担金及び事業費等の確定見込みによる増減と、支払準備金繰入金、前年度繰越金による財源の組替えを行うものです。

歳出の内容は、高齢者実態調査委託業務の確定による減額と、北信広域連合への負担金の減額、保険給付費の各種サービスの給付見込みによる増減、地域支援事業の職員人件費及び各事業費の減額を行うものです。

以上、議案第2号から議案第5号まで一括してご説明申し上げます。

なお、議案第2号の細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第2号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） 議案第2号から議案第5号について一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議案第2号から議案第5号について、予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第5号については、予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

審査結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程はお手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認願います。

8 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

9 議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（白鳥金次君） 日程第8 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について及び日程第9 議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更についての議案2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第6号及び議案第7号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

現行の過疎地域持続的発展山ノ内町計画が、令和8年3月31日をもって計画期間が満了となりますことから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする計画を策定するものです。

計画案の内容については、本年度策定しました第6次山ノ内町総合計画後期基本計画に加え、令和8年度から令和10年度の実施計画を踏まえて作成しています。

町総合計画審議会における説明、長野県との事前協議が完了しましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更について、提案のご説明

を申し上げます。

本案は、昨年策定いたしました滋賀高原辺地に係る総合整備計画について、整備する公共施設等を追加するために変更するものです。

当初計画の道路整備4件、観光施設整備1件に、新たに道路整備2件、観光施設整備及び除雪車の購入を追加、それに伴う公共的施設の整備を必要とする事情を加筆するものです。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定による県との事前協議を終え、同条第8項の規定により議決を求めるものです。

以上、議案第6号及び議案第7号について一括してご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、未来創造課長から補足の説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第6号及び議案第7号について、未来創造課長。

未来創造課長（堀米貴秀君） [議案に基づく補足説明]

議長（白鳥金次君） ここで議場換気のため、11時10分まで休憩します。

（休憩）

（午前11時01分）

（再開）

（午前11時10分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

11 議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

15 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について

16 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第10 議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案7件を一括して議題とします。

以上7議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） では、議案第8号から議案第14号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

国内外における物価上昇など、昨今の経済社会情勢の変化に対応するため、また、旅費の支給に係る事務負担の軽減を図ることを目的に、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和7年4月に施行されました。

当町においても、職員の出張に係る旅費支給において、近年インバウンド需要の増加、為替や物価の変動等に伴って、特に宿泊料の定額支給規定について、実際の相場と乖離している状況が見受けられる中、公務による出張の際に職員自己負担を生じさせることなく、実態に即した確実な費用弁済を行うこと、併せて職員の事務負担軽減を図ることを目的に、職員への旅費支給について諸般の基準に定める本条例の一部改正を行うものです。

本条例については、国との権衡を図る観点から、従前より国家公務員の旅費法に準じた制度設計となっていることから、今回の一部改正に当たっても旅費法の内容に準じる対応としています。実勢価格との乖離の解消及び実態、運用に即した規定の整備として、旅費の計算等に係る規定の見直しとともに、旅費の支給対象の見直し、経費の適正な支出の確保の3つの観点から必要な規定を整備するものです。

続きまして、議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほどご提案しました職員の旅費に関する条例の一部改正と同様の趣旨から、町の特別職の職員の旅費支給と費用弁済について定める本条例を一部改正するものです。

改正後の職員の旅費条例とほぼ同様の規定を整備する内容となっており、旅費及び費用弁済の全種目について、旅費条例の規定の例によるとしています。

次に、議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

国際交流員については、地方自治体が総務省、財務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会、いわゆるCLAIRの協力のもと、語学指導等を行う外国青年招致事業、通称JETプログラムを活用して、現在、未来創造課移住国際交流係に1名を配置しております。

任用に当たっては、CLAIRから提供される招致外国青年任用規則（案）を参考に、町の実情に合わせ国際交流員任用条例を制定しております。

今回、JETプログラムの制度上、国際交流員の募集をする際の募集要項に、多文化共生についての職務内容が追加されたことから、町条例において職務内容を追加し、さらには休暇制度について現状に沿った形で改正するものです。

次に、議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、湯田中駅前温泉公園、楓広場においてキッチンカーなどの出店が増加してきたため、

利用料を改定するものです。

改定内容ですが、土、日、祝日に利用する場合は、現在の利用料に100分の150を乗じて得た額とするを追加するものです。

本公園については、一般財団法人山ノ内まちづくり観光局を指定管理者として管理、運営を委託しており、土、日、祝日は、集客や売上げが見込めるため改定するものであり、利用料については楓の湯周辺の環境整備や運営維持に活用します。

次に、議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、消防団員及び消防従事者が火災などの活動中の負傷や死亡により損害を受けた場合、損害に対する補償を的確に行うための条例です。

今回の改正は、国において本年4月1日から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴うもので、最近の経済情勢を鑑み、基準政令の一部が改正され、非常勤消防団員及び消防作業従事者の損害補償に係る補償金総額が、10年未満の部長、班長及び団員で9,700円から1万円に、ほかの階級も勤続年数によりそれぞれ引上げられるとともに、負傷等した非常勤消防団員の扶養家族に関する所要の見直しが行われ、それに基づき条例で定められている損害補償の基礎額等を見直すものです。

次に、議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案は、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、町内に事務所を有する社会福祉法人に対し、助成を行う際の手続に関し必要な事項を定めるものです。

社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人は、地域における福祉の担い手として、社会福祉事業の実施のみならず、行政の手が届きにくい多様な課題を抱える方々への支援など、極めて重要な役割を担っております。

昨今の社会情勢の変化や当町の地域特性を鑑みますと、今後もこうした支援を必要とする方は増加するものと見込まれ、社会福祉法人の役割はますます重要となってまいります。

将来にわたり持続可能な福祉のまちづくりを推進し、社会福祉法人の健全な運営を支援するための補助金の交付に関する手続を明確にするものです。

次に、議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員は地方公共団体の議員を兼ねることができないとありますが、本条例では報酬の支給に関する議員の特例として、教育委員会の委員が定められており、齟齬が生じているためこれを削除する改正、及び県の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託に関する規程の報酬額が改正されたことに伴う改正です。

内容としては、第10条中第1号 教育委員会の委員を削り、号を繰り上げる改正及び別表第

3の報酬年額を学校医、学校歯科医は18万8,000円を19万4,000円に、学校薬剤師は10万8,000円を11万円に改正するものです。

以上、議案第8号から第14号について一括してご説明申し上げました。

なお、細部につきましては、議案第8号を総務課長に、議案第10号を未来創造課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第8号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（白鳥金次君） 議案第10号について、未来創造課長。

未来創造課長（堀米貴秀君） [議案に基づく補足説明]

-
- 17 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
 - 18 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 19 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 20 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 21 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 22 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 23 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（白鳥金次君） 日程第17 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算から日程第23 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算までの議案7件を一括して議題とします。

以上7議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第15号から議案第21号までの令和8年度当初予算関係の7議案につきまして、一括してご提案申し上げます。

最初に、予算編成の基本的な考え方と予算概要について申し上げます。

令和8年度は、第6次町総合計画後期基本計画の初年度に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な町」の実現に向け、着実に事業を推進していくことが求められています。

政策的経費に充てる一般財源が限られる中、第6次町総合計画後期基本計画の5つの基本目標を柱とし、人口減少・少子高齢化対策や脱炭素社会の実現、DXの推進など、横断的かつ重点的に取り組んでいく必要性があります。

これを基本に、町の厳しい財政状況を踏まえた上で、先例や慣例にとらわれることなく、選択と集中のもと、スピード感と緊張感を持って取組、時代に合わせた創意工夫と新たな視点で事務事業を見直しつつ、限られた財源を効率的・効果的に活用し、ますます多様化する行政課

題に迅速かつ着実に対応できるよう当初予算を編成いたしました。

初めに、議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は86億8,200万円を計上し、当初予算としては過去10年で最高となります。

前年度当初予算84億4,200万円からは2億4,000万円、約2.8%の増となります。

主な事業として、観光分野では、山ノ内まちづくり観光局を軸に、宣伝事業や誘客プロモーション等の取組を一層強化し、さらなる知名度向上及び誘客促進を図ります。また、増加傾向にあるインバウンドへの対応として、観光案内施設の運営体制を整備するとともに、志賀高原総合会館98の改修事業や国立公園整備事業などにより、魅力ある観光地づくりに努めてまいります。

農業分野では、地域農業を支える人材の確保や農業経営の安定のため、各種補助事業の継続や、かんがい施設等の生産基盤の整備を図るとともに、産地ブランド力向上のため、優良品種の導入支援や関係団体との連携によるPR事業等を展開するなど、地域特性を生かした農業振興に取り組んでまいります。

保健・医療・福祉分野では、町民が心身ともに健康で長く安心して暮らせるよう各種予防接種や検診、健康検査等の充実を図るとともに、新たに、軽度・中度等難聴者の補聴器購入に対して支援を行います。また、子育て世帯に対し、こども家庭センターによる切れ目のない支援を提供するとともに、18歳未満の子供医療費窓口完全無料化、結婚活動応援事業、出産・育児祝い金、福祉乗り物補助券給付などの事業を継続し、子供からお年寄りまで町民誰もが生き生きと暮らせるよう福祉の充実を図ってまいります。

教育・文化分野では、令和12年4月に町内の小・中学校を統合した義務教育学校を中学校敷地に開校することから、統合学校整備の基本設計等に着手するとともに、新しい学校づくりに向けた教育内容や学習環境の検討を進めてまいります。また、グローバル社会が進展する中、国際感覚を養うため、国際理解教育推進事業の継続や様々な理由で学校へ通えない子供などへのきめ細かな教育支援を行うとともに、部活動の地域展開に向けた総合型地域スポーツクラブの運営強化を図り、子供一人ひとりが安心して自分らしく学べる教育環境整備に努めてまいります。

都市基盤・生活環境では、文化センター改修事業、定住環境整備促進事業、消防団ドローン購入事業、防犯カメラ設置補助事業、地域公共交通対策・コミュニティバス運行事業などにより、安心安全で誰もが住みたくなる環境の構築を目指します。

町ゼロカーボンシティ宣言や町地球温暖化対策実行計画に関する持続可能なまちづくりに向けた取組を行うほか、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化への対応を継続し、DX活用による住民の利便性向上を図ります。

予算執行に当たっては、行政運営の指針である最小の経費で最大の効果を基本に置き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの財政指標のクリアを念頭にバランス

のとれた財政運営となるよう適正な執行に努めてまいります。

続きまして、議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算の事業勘定につきましては、前年度比較4,350万円の減、総額15億8,000万円です。

国民健康保険は、長野県国民健康保険運営方針が示すロードマップでは、令和6年度までに2次医療圏域で保険料の算定方式を統一する方針が示されていることから、本町においても資産割の廃止など順次進めております。

また、国保税については、令和6年度から基金を活用し、国保税率を下げたまいりましたが、保険料率の統一に向けた国保財政の安定運営と新たに始まる子ども・子育て支援金を考慮し、令和8年度から保険税率を見直して、被保険者の皆様に応分の負担をお願いするものとなっています。見直しに当たっては、被保険者の負担軽減を段階的に図るため、基金残高に注視しつつ、引き続き基金を活用してまいります。

直営診療施設勘定につきましては、前年度並みの13万5,000円です。

次に、議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算について申し上げます。

令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、75歳以上の後期高齢者の人口が増え、1人当たり医療費も増加傾向にあることから、前年度比較3,580万円増の2億6,720万円です。

次に、議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算について申し上げます。

令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算については、前年度比1,154万8,000円増の総額19億2,362万3,000円とするものです。

令和8年度につきましては、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の最終年となり、介護保険事業計画と整合を図りながら、予算の編成を行いました。

歳入は、第1号被保険者保険料と保険給付費等の国、支払基金、県等のルール分による公費負担を見込むとともに、介護保険支払準備基金から6,519万5,000円の繰入れを行うものです。

歳出の保険給付費は、要介護度の認定状況や一部介護サービス利用の増加、休止事業所の再開により、前年度比160万円増の17億4,956万6,000円です。

また、地域支援事業は、組合相談事業と一般介護予防事業等の増減により、前年度並みの1億1,601万8,000円です。

続いて、議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額は5億2,686万円、支出額5億2,686万円です。

資本的収入及び支出につきましては、収入額5,990万円、支出額1億5,510万円となります。

次に、議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額1億6,511万円、支出額1億6,511万円です。

資本的収入及び支出につきましては、収入額4,214万円、支出額7,477万円です。

次に、議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額4億5,219万円、支出額4億1,152万円を計上し、水道水の安定供給のため、水道施設の維持管理事業を実施してまいります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額5,628万円、支出額1億5,827万円を計上し、水道施設等の改良事業を実施してまいります。

以上が、令和8年度一般会計、特別会計、企業会計の予算概要となります。

引き続き厳しい財政運営であります。限られた予算の中で、統合学校整備、観光や農業の産業振興、福祉や教育の充実、また安全・安心のまちづくりを引き続き進めてまいります。

以上、議案第15号から議案第21号までの令和8年度当初予算関係の7議案につきまして申し上げます。

なお、細部につきましては、議案第15号を総務課長に、議案第16号から18号までを健康福祉課長に、議案第19号から議案第21号までを建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。

また、説明は要点を捉え、要領よく分かりやすく、マイクを近づけてお願いします。

まず、議案第15号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） ここで昼食のため午後1時10分まで休憩します。

（休憩）

（午後 零時00分）

（再開）

（午後 1時10分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足の説明を求めます。

議案第16号から議案第18号までの3議案について、健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） 次に、議案第19号から議案第21号までの3議案について、建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

24 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について

議長（白鳥金次君） 日程第24 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてご提案申し上げます。

本案は、地方自治法第162条の規定により、山ノ内町副町長の選任について議会の同意をお願いするものです。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字平穩2935番地3、

氏名、野田瑞絵、

生年月日、昭和56年12月27日、

任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間です。

提案理由ですが、現副町長の久保田敦氏が令和8年3月31日をもって退任されることとなり、新たに選任するものです。

今回の副町長人事について、最初に申し上げます。

これは単なる後任選びではありません。山ノ内町がこれからどの方向に進むのか、そして、その方針を誰が現場で形にしていくのか、この実行体制に関わる提案です。

山ノ内町は、少子高齢化と人口減少、地域経済の再構築、防災・危機管理の高度化など、複数の課題が同時に進行しています。そして、これらは従来の延長だけでは乗り切れない局面に入っています。ここで必要なのは、経験年数そのものではなく、変化を現場で受け止め、調整し、前に進める推進力だと考えます。

私がこの提案で実現したい町の未来像は明確です。それは、若い子供たちが一旦町を出ても、いつかは帰ってきたくなる町、孫たちが帰ってきたくなる町、孫の世代が誇りを持てる町、その町を今の段階からつくっていくということです。

帰ってきたくなる町とは、言葉だけではありません。子育て環境、教育の質、働く場の魅力、観光産業の進化、暮らしの安心感、これらを同時に高めていく必要があります。そして、これは役場の中で机上の議論をしているだけでは前に進みません。現場の感覚、生活者の感覚、そして人を動かす力が必要です。

副町長の役割は、単なる事務統括ではありません。町長の方針を政策として整理し、職員組織を動かし、部局横断の調整を行い、実行段階を支える。いわば、方針と現場をつなぐ要です。

私は、今回の選任でそこを最も重視しました。このたび選任したい野田氏は、山ノ内町の小・中学校卒業後、県内高校を経て大学へ進学され、学生時代はアルペンスキーに打ち込み、高校・大学時代には全国大会やF I Sレース等で優秀な成績を収めました。その後、スキークロスという新しい種目に挑戦し、日本代表チームの一員として、ワールドカップや世界選手権など国内外の大会を転戦し、挑戦を続けてこられました。

私が評価しているのは、競技成績そのものではありません。未知の領域に挑戦し、目標を設定し、計画し、実行し、修正し続けた経験、つまり変化の中で結果を取りに行く力です。

さらに、大学卒業後は地元企業に勤務し、現在は店舗運営の中核を担う立場として、人材採用・育成、シフト管理、売上げ・経費管理、クレーム対応、危機対応など、日々の現場マネジ

メントを行っています。

これは、行政組織において求められる職員対応、現場調整、実行管理と本質的に共通する能力です。単なる勤務経験ではなく、組織を回す側の実務経験を積んできた人物です。

また、過去3度にわたり、特殊詐欺被害を未然に防止し、警察より表彰を受けています。これは偶然ではなく、異変への気づき、高齢者への配慮、即断即行の判断力を持ち合わせている証拠です。加えて、過去2年間、町の危機管理課からの依頼により、講師として講演を行い、地域の防犯意識向上にも貢献してこられました。

現在は、町の行政改革推進委員の委員、一般財団法人山ノ内まちづくり観光局の理事を務めていただいております。行政の内側と地域経済の両方を理解しています。

さらに、三児の母として子育て世代の中心におり、教育・子育て環境の現状を生活者の視点で理解しています。少子高齢化が進む山ノ内町において、子育て世代の感覚を行政中枢に取り入れることは、今後の町政に不可欠です。

ここからは私から率直に申し上げます。

野田氏には行政経験がありません。しかし、私は、行政経験の有無を形式的なチェック項目として判断するのではなく、この時代の町役場に何が必要かという観点から、総合的に判断をしました。

副町長は、専門実務を一人で抱える役職ではなく、職員組織の力を束ね、政策形成を支え、実行を前に進める役職です。法令・制度・専門実務は、組織として補完できます。一方で、現場感覚、生活者視点、世代感覚、コミュニケーション力は、後づけでは補いにくい資質です。私は、そこにこそ野田氏を登用する意味があると考えています。

今回の選任は、世代交代をあおるためのものではありません。これまで町政を支えてこられた世代の努力と功績を否定するものでもありません。ただ、人口構成も、価値観も、働き方も、暮らし方も変わっていく中で、行政中枢の構成もまた自然に更新されていくことが健全だと考えています。

そして、この更新の目的は一つです。未来の世代が帰ってきたくなる町をつくることです。これから、自治体経営は前例の延長ではなく、変化への対応力が問われています。そうした局面において、野田氏はまさに変化を受け止めるだけではなく、変化を推進できる副町長として適任であると判断いたしました。

野田氏は、町で育った当事者、国際舞台で挑戦してきた経験、組織マネジメント能力、危機対応への実績、子育て世代の代表性を兼ね備えています。地域を知り、現場を知り、人を知る人物として、これからの山ノ内町を支える副町長にふさわしい人物であると考えます。

以上の理由により、今後の町政推進において適任であると確信し、このたび、新たに副町長に選任したいと考えております。ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

25 発委第1号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第25 発委第1号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、湯本晴彦委員長、登壇。

（議会運営委員長 湯本晴彦君登壇）

議会運営委員長（湯本晴彦君） 発議第1号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

山ノ内町議会運営委員長 湯本晴彦

令和8年 月 日 議決

山ノ内町議会議長 白鳥金次

次のページに行ってくださいまして、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（令和4年山ノ内町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、「100分の172.5」を「6月に支給する場合は100分の172.5」、「12月に支給する場合は100分の177.5」に改める。

第2条、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、「6月に支給する場合には100分の172.5」、「12月に支給する場合は100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附則（令和 年 月 日条例第 号）、（施行期日）第1条、この条例は交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）第2条、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

補足の説明をいたします。

本案は、人事院勧告を参考に特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、議会議員の期末手当に関し、条例の一部を改正するものであります。

改正内容ですが、議員の期末手当について、現行の年3.45月から0.05月引上げて、年3.5月

とし、令和7年12月期の支給は1.775月とし、令和7年6月以降の支給割合に合わせて規定するものです。

第1条に関しては令和7年度に関するもの、第2条に関しては令和8年度以降に関する改正になります。

なお、令和7年度に関しては改定に伴う差額分が発生しますが、それは可決となれば遡及して適用するので、3月に支給することとなります。

発意第1号の説明については以上です。

皆様のご賛同をお願いします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

発委第1号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第1号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は資料全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

お疲れさまでした。

（散 会）

（午後 1時50分）